

京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者等から、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の2第2項の規定に基づく当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

また、当該隣接地を建築協定区域に変更した図書を、法第75条の2第4項において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和4年7月7日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂もみのき第1地区建築協定

2 新たに建築協定区域となった土地

地名地番	意思表示があった日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目21番3	令和4年3月31日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目22番6	令和4年4月12日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目22番12	令和4年3月27日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目23番1	令和4年4月1日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目23番20	令和4年3月27日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目28番21	令和4年4月2日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目31番4	令和4年3月27日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目31番10	令和4年6月26日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目34番18	令和4年6月26日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目34番26	令和4年4月2日
京都市西京区御陵峰ヶ堂町二丁目34番40	令和4年6月26日

3 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)